

## 「すだちくんコンセント」認定制度取扱要領

### 1 目的

この要領は、「すだちくんコンセント」認定制度実施要綱（以下「実施要綱」という）第9条に基づき、「すだちくんコンセント」及び「すだちくんコンセント付随設備」の認定手続き等について、必要な事項を定めるものです。

### 2 事業概要

#### (1) 対象事業者

実施要綱第3条のとおりとします。

#### (2) 対象発電施設

実施要綱第2条 第1号で定義されるものであり、認定申請時には稼働済みのものとします。

#### (3) 対象設備

実施要綱第2条 第2号で定義されるものであり、別表に示すものとします。なお、認定申請時には整備済みとしてください。

#### 別表

対象設備	備考
<コンセント設備> ①災害時（停電時）用コンセント	必ず①を整備してください。 ②③は、①と連携して活用されるものでなければなりません。
<付随設備> ②ポータブル変圧器 ③コードリール	②③あるいはそのどちらかみの申請は不可です。ただし、既に①が「すだちくんコンセント」として認定された後、①と連携して活用されるものとして、②③あるいはそのどちらかみの申請を行うことは可です。  ②③を、複数の①に対して兼用で整備する場合の申請も可です。

#### 注記

1事業者は複数回認定申請できますが、1発電施設につき、①の認定申請ができる回数は、同一年度内に1回限りとします（同一年度内に1発電施設において、①の認定後に②③の申請を行う事は可です）。

#### (4) 標識・ステッカー

○実施要綱第2条 第4号及び5号で定義されるものであり、実施要綱

第6条に基づき対象事業者に支給されます（別添1参照）。

- 「すだちくんコンセント」を所有する事業者にて、支給する標識とは異なるサイズの標識を作成していただいても構いません。ただし、事前に県に許可を得ることとし（県から支給する標識を作成した際のPDFデータをお渡しします）、作成に係る費用は事業者の自己負担としてください。作成した標識は必ず当該「すだちくんコンセント」近辺の見えやすい箇所に掲示し、県による普及啓発（写真撮影、県HPへの掲載等）に協力してください。

### 3 事業の流れ

別添2のとおりとします。

### 4 認定申請

#### (1) 提出書類

実施要綱第4条のとおりです。なお、提出書類は返却しませんので御注意ください。

申請受付後、内容等について申請者又は担当者に電話又は面談による確認や、追加説明資料の提出を求める場合があります。

#### (2) 提出方法

郵送、持参あるいはメール添付とします。

メール添付による提出の場合、PDFに変換したものを御提出ください。

#### (3) 提出先

○郵送、持参の場合

・「7 問い合わせ先」に記載の住所、宛先をお願いします。

○メール添付の場合

・「7 問い合わせ先」に記載のメールアドレスに必要ファイルを添付して御送付ください。

・「すだちくんコンセント」の文言を含んだ件名で御送付ください

・メール送付後に必ず「お問い合わせ」に記載の電話番号に御一報ください。

### 5 認定

提出書類の内容及び現地調査により、認定申請の内容が実施要綱の目的に適合するものであると認めるときは、認定を決定し、事業者に通知するとともに、標識又はステッカーを送付します。

### 6 その他

(1) 整備する設備によっては、別途にFITの変更認定申請が必要な場合や、調達価格の変更が発生する場合がありますので、事業者は事前にFIT申請窓口を確認しておいてください。

(2) 認定申請は随時受け付けておりますが、事業者は、認定申請書の提出までに対象発電施設を稼働させ、対象設備の整備を完了しておく必要があります。

(3) 提出書類の審査、現地調査等の手続きは、原則として先着順で実施し

- ます。  
(4) 実施要綱を必ず確認してください。

## 7 問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 危機管理環境部 グリーン社会推進課 自然エネルギー推進担当

TEL : 088-621-2260

FAX : 088-621-2845

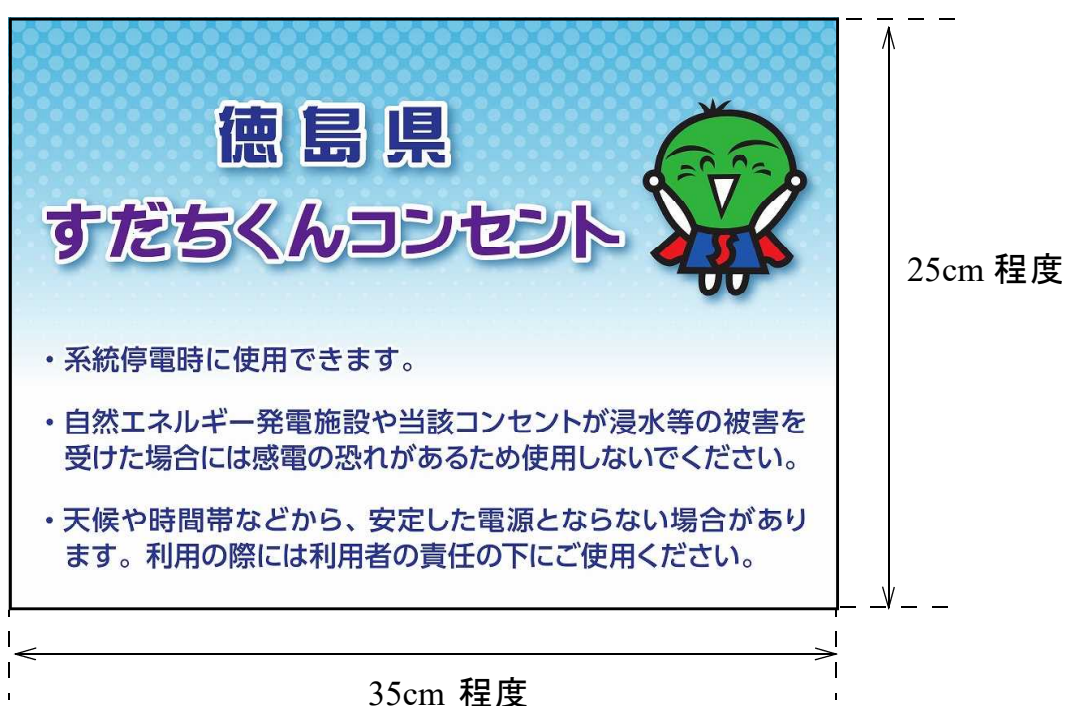
メールアドレス : [greenshakaisuishinka@pref.tokushima.jp](mailto:greenshakaisuishinka@pref.tokushima.jp)

○標識・ステッカー

整備した設備に合わせ、次のような標識及びステッカーを県より支給します。災害時（停電時）用コンセントについては、標識を発電施設付近の見やすい位置に設置し、ポータブル変圧器、コードリールについては、ステッカーを視認しやすい箇所に貼り付けてください。

※標識及びステッカーのデザインは変更になる場合があります。

標識 ※周囲6箇所に取付用の穴が空いています。

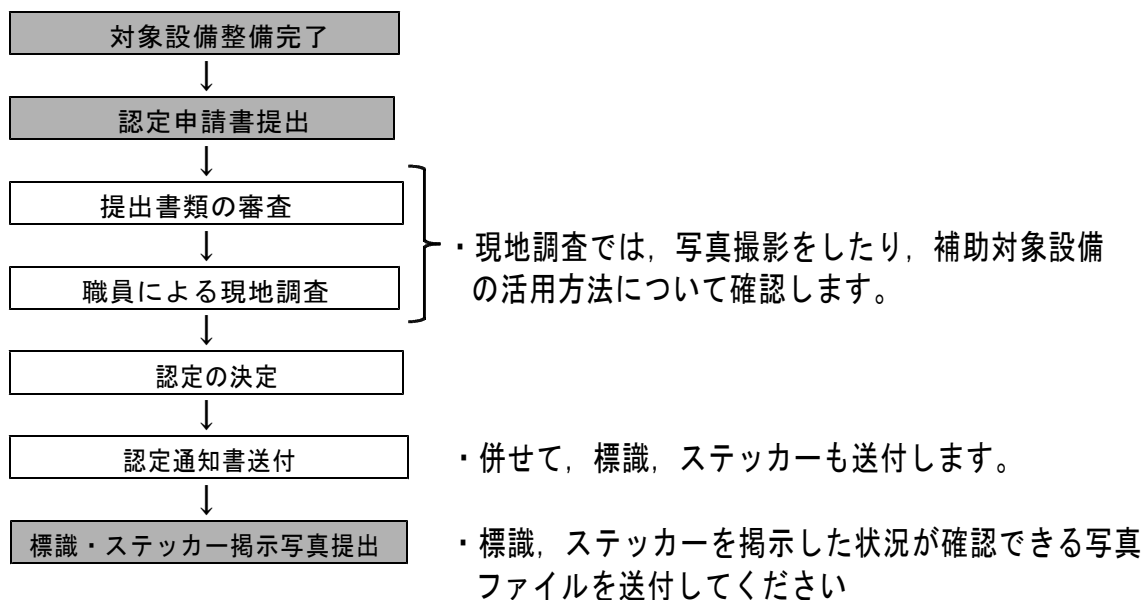


ステッカー



## 認定申請の流れ

## (1) 手続きの流れ



(  : 申請者の方の手続き       : 県の手続き )

## (2) スケジュール

本制度に係る申請期限等はなく、随時受け付けており、その後の審査等の手続きについても、随時実施しております。